

平成七年法律第二百二十二号

国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、軍備管理若しくは軍縮若しくは人道的精神に基づき行われる活動に対する協力等又は装備品等(装備品、船舶、航空機及び需品をいう。次条第二項第八号において同じ。)の共同開発等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される防衛省の職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条に規定する一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。)の処遇等について定めるものとする。

(職員の派遣)

第二条 防衛大臣は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(政令で定める職員を除く。以下この項において同じ。)を派遣することができる。ただし、防衛装備庁に所属する職員(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。)の派遣は、防衛装備庁長官が行う。

一 我が国が加盟している国際機関

二 外国政府の機関

三 前二号に準ずる機関で、政令で定めるもの

2 前項の業務は、次に掲げるものとする。ただし、第十一号から第十四号までに掲げる業務にあつては、国際連合事務局の内部部局であつて当該業務を所掌するものとして政令で定めるものにおいて行うものに限る。

一 軍備管理又は軍縮に関する条約その他の国際約束で我が国が締結したものに基づいて行う査察その他の検証

二 前号に規定する条約その他の国際約束に基づいて行う技術上の協力

三 人道的精神に基づいて行う医療その他の援助

四 前三号に掲げる業務の遂行に必要な交渉若しくは調整、調査若しくは研究又は訓練

五 前各号に掲げる業務の管理

六 学術に関する研究又は教育

七 前各号に掲げる業務に準ずるものとして政令で定める業務

八 装備品等の共同開発事業等の管理、調整及び実施

九 前号に掲げる業務の遂行に必要な交渉若しくは調整、調査若しくは研究又は訓練

十 前二号に掲げる業務の管理

十一 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者(以下この号において「紛争当事者」という。)間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として、国際連合の統括の下に行われる活動であつて、国際連合事務総長の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて実施されるもののうち、次に掲げるものの方針の策定又は当該活動の基準の設定若しくは計画の作成

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国(当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従つて施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下この号において同じ。)及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

十二 人道的精神に基づいて行われる地雷の除去に関する活動(前号に掲げるものを除く。)の援助の方針の策定、当該活動が円滑に行われるための基準の設定若しくは計画の作成又は当該活動に対する資金の供与

十三 前二号に掲げる業務の遂行に必要な交渉若しくは調整又は調査若しくは研究

十四 前三号に掲げる業務の管理

3 防衛大臣又は防衛装備庁長官は、第一項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(派遣職員の身分)

第三条 前条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第四条 防衛大臣又は防衛装備庁長官は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、速やかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(派遣職員の給与)

第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、営外手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 前項の規定による給与の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

第六条 派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「給与法」という。)第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同項において準用する同法第四条の規定及び給与法第二十七条第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

3 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し、給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法の規定による補償を行う場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、国は、その価額の限度において、同項において準用する同法の規定による補償を行わない。

第七条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百十八号)の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対して派遣先の機関等から補償が行われることとなったため、前条第三項の規定により、当該災害に対する給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法の規定による補償が行われないこととなった場合における当該派遣先の機関等からの補償を同法の規定による補償に相当する補償とみなす。

第八条 派遣職員に関する給与法第二十二條第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

第九条 派遣職員に関する給与法第二十三條第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(派遣職員に関する国家公務員退職手当法等の特例)

第十条 派遣職員に関する国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項(給与法第二十八条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、派遣の期間は、国家公務員退職手当法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

(派遣職員に関する学資金の返還等)

第十一条 派遣職員に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(派遣職員に対する旅費の支給)

第十二条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第十三条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(政令への委任)

第十四条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成八年六月一日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年二月一〇日法律第二一四号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の二の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、同条の次に一条を加える改正規定、第二十二條の二第一項の改正規定、第二十三条第二項、第四項、第六項及び第七項の改正規定、同条に一項を加える改正規定(同条第七項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十九条の六第二項に規定する一時差止処分についての準用に係る部分を除く。)並びに第二十四条の改正規定並びに附則第十二項の規定は平成十年一月一日から、別表第一の改正規定(指定職の欄に係る部分に限る。)及び別表第二の改正規定(陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に係る部分に限る。)は同年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年二月二八日法律第二二五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月七日法律第一一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年二月七日法律第二二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条並びに附則第八条から第十九条まで及び第二十一条から第二十五条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二二日法律第二一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二二日法律第一二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(調整規定)

第八条 この法律の施行の日が防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）の施行の日以後である場合には、本則中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律」と、附則第二条中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律」と、附則第六条（見出しを含む。）中「国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律」とあるのは「国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」とする。

附 則 (平成一九年六月八日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年五月二九日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年六月一七日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和六年五月一七日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中自衛隊法第七十五条の十の改正規定及び同法第九十八条第一項の改正規定並びに第五条の規定 公布の日